

(別添2)

## 事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名(施設名) 昭和保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 保育課程の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</li> <li>■ 2 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</li> <li>■ 3 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</li> <li>■ 4 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。</li> <li>■ 5 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</li> </ul>	・市の基本理念と基本方針を基に独自の保育目標を掲げ異年齢保育や年齢別保育等、子どもの発達及び家庭、地域の実態に応じた保育課程に基づいた指導計画があり実践されている。保育課程の評価は4期に分けて行い、また、年度末に見直しを掛け次年度の編成に活かしている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</li> <li>■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</li> <li>■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</li> <li>■ 9 内装等には、木材を利用している。</li> <li>■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</li> <li>■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</li> <li>■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</li> </ul>	<p>・「保育環境マニュアル」に一般的な室温、湿度等が示されているが、その日の天候により細かな調整を行いながら適切な状態が保持されよう努めている。また、設備や用具については安全点検表や寝具の衛生チェック表、保健マニュアルがあり各所の点検項目と具体的な消毒方法が決められ、毎朝遊具の点検、定期的な消毒、寝具洗濯などを行っている。食事はゆったりと座れるようにテーブルを多く使う等の工夫をし、睡眠は一人ひとりの体調に合わせて援助され間仕切り等を使用し心地よい生活空間を確保する工夫をしている。洗面所、トイレは明るく清潔に保たれ、トイレや水廻りの環境チェック表で点検し、マニュアルを基に清掃もされており安全への工夫もされている。</p>
			② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</li> <li>■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</li> <li>■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</li> <li>■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</li> <li>■ 17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</li> <li>■ 18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</li> </ul>	<p>・一人ひとりの発達過程や家庭環境等を関係職員全員で把握するために、保護者記入の「家庭の調べ」などを基に個別懇談を行い情報収集をしている。指導計画として一人ひとりの援助内容が盛り込まれた個別計画が策定されている。言葉のマニュアルを使い研修を実施し、振り返りを行いながら援助者としての適切な保育が実践されているか否かを評価している。子どもの要求を受け止め抱っこやスキンシップをし、また、気持ちを汲み取り、端的な言葉や必要に応じ絵や図を使用し、時間にゆとりを持ち関わるようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</li> <li>■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</li> <li>■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</li> <li>■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</li> <li>■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</li> </ul>	<p>・子どもの「やりたい」という気持ちが見られた時を大切に、できるところは見守り、一人でできたという自信を持ち達成感を味わい、更に自分でやってみたいという気持ちを育む援助を行っている。日々のやり取りの中で、その日の体調を把握し一人ひとりの状態に合わせた活動量、休息、水分補給が行えるように小まめに声を掛け支援している。子どもの理解度に合わせて紙芝居や絵本、歌等の教材を活用し、手洗いやうがい、食事、着替え、排泄等の一日の流れを伝え、生活習慣が身に付けられるよう工夫している。</p>
			<p>④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</li> <li>■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</li> <li>■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</li> <li>■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</li> <li>■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</li> <li>■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</li> <li>■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</li> <li>■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</li> <li>■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</li> </ul>	<p>・発達に応じた遊びが自発的にできるような環境面の整備ができています。子どもたちは登園後すぐに戸外に出て遊んでおり園庭をいくつかのコーナーに分け未満児も幼児とふれ合えるようにしています。全園児が体操をし、マラソンなどの時間を持ち、年中や年長児は鬼ごっこ・ドッジボールなどに興じ、ボール遊びや三輪車の漕ぎ方などを未満児に教えるなど、運動能力の向上や健康保持なども図っている。保育室の中にもコーナーを設け、子どもたちが自由に選べるように興味を持てる玩具を準備したり段ボールを使った手作りおもちゃなどを揃え、子どもが自分から取り組むことができるように環境整備をしている。遊びの中で玩具等の貸し借りをしながらルールを学び、また、散歩や遠足などを通して交通ルールなどを自然に身に付けるようにしている。園舎の廊下の壁には散歩マップがありその途中で地域の人々と挨拶を交わしたり、戸外に出ることで草花や木々を見たり、自然に生息する川魚や昆虫を見つけたり、触ったりして身近な自然に親しんでいる。散歩先の公園で見つけた花や木の実、葉なども持ち帰りお面などを作り自然を取り入れ豊かな発想に繋げている。世代間交流事業として高齢者の集まりの「さつき会」の方々と一緒に「野菜の苗植えや種まき」をしたり、運動会や園に招待して子ども達の様子を見てもらい、地域のお祭りや公民館活動、すぐ近くのJA支所のイベントなどにもお誘いを受けるなど地域の人たちに接する機会も多い。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</li> <li>■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。</li> <li>■ 36 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。</li> <li>■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</li> <li>■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</li> <li>■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</li> </ul>	<p>・「未満児保育マニュアル」があり、一人ひとりの発達に合わせて保育の仕方を工夫している。個別指導計画や記録で発達状況等を確認し、送迎時や個別懇談会、クラス懇談会、保育参加、お便り帳などで小まめな情報交換を行い、保護者との連携を深めている。職員は優しく語りかけながら応答的にかかわり、おんぶや抱っこ、抱きしめたりとスキンシップを大切に特定の保育士が愛情を持って接することで愛着関係が形成され、表情を汲み取って代弁したり言葉をより多く掛けながら、情緒の安定が図られるよう取り組んでいる。お昼寝が必要な子どものスペースの確保やついたてを使用するなど、清潔で心地良い環境をつくり、生理的な欲求が満たされるようにしている。</p>
			⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。</li> <li>■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。</li> <li>■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。</li> <li>■ 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。</li> <li>■ 44 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。</li> <li>■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。</li> <li>■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。</li> </ul>	<p>・園内外の安全を確保し、着脱や食事等、「自分でやろう」とする気持ちを大切にしてい見守り、時には待つことも大切にさりげない援助を心がけている。一人ひとりの興味のある遊びを知り、少人数での遊びが楽しめるよう遊具を使ったり職員と一緒に遊ぶことで友達と繋がりが深くなり楽しめるようにしている。子どもたち同士の関わりの中なかでトラブル等が見られた場合には、お互いの気持ちを受け止め代弁することで仲立ちをしている。年中児や年長児との異年齢での交流、おひさま広場(未就園児との交流の場)へ来る子供達、実習生、高齢者との交わる機会も設けている。個別指導計画や記録で発達状況等を確認し、送迎時やお便り帳などで一日の姿を細かく知らせ、保護者との連携を深めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(2)	<p>⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</li> </ul>	<p>・子どもたちの座る場所やロッカー、下駄箱等には一人ひとりのシールが貼られ安心して過ごせるようにしている。サッカーやドッジボールなどの集団遊びを通じてルールを学び、集団生活の中で自己を発揮できる環境を整え、更に異年齢との関わりなどで互いを認め合い協力して一つのことを成し遂げられるような遊びを工夫し、養護と教育とが一体的に展開されている。「園だより」や「クラスだより」の発行、夏祭りや運動会などの行事を地域の人々に公開し、玄関に活動の記録を掲示（写真やたより）したりスライドショーなどで保護者や地域の人々に発信している。就学先の小学校との幼保小連携会議や連絡会等で園での育ちを繋げている。</p>
			<p>⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</li> <li>■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</li> <li>■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</li> <li>■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</li> <li>■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</li> <li>■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・長野市では「障害のある子どもが園児と遊びや給食を通して交流を行い心身の発達を促すもの」としており、当園でも週1回親子支援事業の「親子交流体験」を計画し、年中クラスで一緒に生活や遊びを行い、その中で共育ちができるように配慮し、また、集団生活に馴染めるようにしている。障害のある子どもについては「基礎調査票」や「評価シート」で発達過程や障害の状態を把握しており、情報や具体的保育方法等を全体で共有するためのカンファレンスを行い、個人の指導計画を策定している。作業療法士や保健師などが定期的に来訪する「にこにこ相談」などの発達相談を通して医療機関に繋げることもあり、職員は障害児研修会などで知識や情報を得て保育に配慮している。障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるためこども相談室だよりや講演会のポスターを掲示し、保護者総会などで「にこにこ相談」の利用を勧めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</li> <li>■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</li> <li>■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</li> <li>■ 62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</li> <li>■ 63 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</li> <li>■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</li> <li>■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</li> </ul>	<p>・「時間外保育マニュアル」があり、年間指導計画や個別計画に保育内容・家族とのやりとり等の具体的な方法を示し、長時間保育を位置づけている。子育て経験豊かなパート保育士を配置し子どもの気持ちに寄り添い、絨毯や長座布団、ゲームやパズル等を取り揃え家庭的でゆっくりと過ごせる環境を整えている。午後のおやつのリウムなどに配慮し、1クラスの人数や年齢にも留意し心身の負担にならないように少人数で保育をしている。子どもの状況については通常保育の担任に健康観察記録簿や口頭で伝えている。また、通常保育の担任からの連絡事項についてもメモ等により長時間保育の担任に伝えられている。</p>
			<p>⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</li> <li>■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</li> <li>■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</li> <li>■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</li> <li>■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</li> </ul>	<p>・幼保小連携会議で年間計画が立てられ、子どもの育ちをつなぐ接続期(アプローチ・スタート)カリキュラムがあり、昭和小学校と保育園(昭和保育園及其他2園)が共同で連携し試行事業を行い就学を見通した保育に向けて取り組んでいる。隣接の昭和小学校3年生の学校発表や5年生とのゲームなどを通じ交流し、一日入学、運動会の旗ひろい、昭和小学校の金管バンドの演奏会、6年生の菊栽培等に子どもが携わることで小学校での生活に興味や意欲、関心が持てるようにしている。また、保育園・小学校のそれぞれの職員が幼保小連携会議に出席し、更に、公開保育や公開授業等を相互に実施し、接続期の育ちをどう理解しつなぐかを学び合う機会も設けられている。保育所児童保育要録についても園長の責任の下、年長児の担任が作成し各小学校へ引き継いでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3) 健康管理	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</li> <li>■ 72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</li> <li>■ 73 子どもの保健に関する計画を作成している。</li> <li>■ 74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</li> <li>■ 75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</li> <li>■ 76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</li> <li>■ 77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。</li> <li>■ 78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。</li> </ul>	<p>・「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「緊急連絡カード」や保護者との懇談などで健康状態を把握している。また、「保健計画」があり、身体測定、歯科検診、内科健診、毎月の体重測定を実施することで、日頃の様子が把握でき発育や発達に適した生活を送る指標としており、年度初めには職員間で確認している。子どもの健康に関する方針や取り組みは「保育園のしおり」、「保健だより」、「園だより」等で保護者に伝え、健康観察記録を付け、心身の状態に変化があれば担任から保護者に伝えている。乳幼児突然死症候群（SIDS）の基礎知識を学ぶため「保育の手引き」、「未満児の保育マニュアル」等を用いて研修会を行っている。特に睡眠中は細心の注意を払い乳児は5分間隔で呼吸の有無や全身の状態を確認している。</p>
			② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</li> <li>■ 80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</li> <li>■ 81 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</li> </ul>	<p>・内科健診、歯科検診がそれぞれ年2回実施されており、その結果を職員間で回覧し状況を周知し、保育に反映させている。また、一人ひとりの結果については保護者に渡し必要に応じて受診を勧め、全体に関する注意事項についてはプリントや掲示をし喚起している。健診の結果は集計を取り、市（課）へ報告し連携を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</li> <li>■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</li> <li>■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・「厚生労働省のガイドライン」や「アレルギー対応の特別食の提供時の手順」を基に食事提供を行っている。医師からの「食物除去の指示書」と「薬物情報書」により対応している。食事提供に当っては「誤食対応マニュアル」に基づき、引き渡し時にダブルチェックを行い、また、保育士が隣に付きトレーを分ける等、工夫と細心の注意を払っている。更に万全な体制で食事提供が実行できるよう、保護者と栄養士、給食担当者、園長が面談等を行いながら月1回は書面での確認を行い連携を密にしている。アレルギー疾患、慢性疾患や緊急時の対応方法等について基本的な知識と技術を身に付けるため園内研修や外部研修に参加し、その内容を参加した職員が伝達研修し園全体で共有し意識を高めている。他の子どもや保護者にも正しい理解を得るために説明をしている。</p>
A	1	(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</li> <li>■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</li> <li>■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</li> <li>■ 91 食器の材質や形などに配慮している。</li> <li>■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</li> <li>■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</li> <li>■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</li> <li>■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</li> </ul>	<p>・当園では畑やプランターで夏野菜の栽培を行い、収穫した食材に触れたり(皮を剥く等)調理することにより、食に対して興味と関心を持ち楽しんで食べられるように工夫をしている。保育課程や年間指導計画、月案で食に関する具体的な援助方法について計画し、個別指導計画に食事形態や量等の個々の発達に合わせた内容等も組み込み、年長児の食育ボードから栄養素を知る取り組みなどが実施されている。また、保護者に食育だよりや献立表・献立のレシピなどを配布したり、玄関にサンプルを置いたり、親子で給食を試食する機会を計画するなど、園独自の食育の取り組みを行いながら家庭との連携も図っている。</p>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食 べることのできる食事を提供 している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</li> <li>■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</li> <li>■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものである。</li> <li>■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</li> <li>■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。</li> <li>■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</li> <li>■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</li> <li>■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</li> </ul>	<p>・離乳食や体調に合わせた内容や形態の変更等、一人ひとりの発育状況に考慮し提供している。食材は安全な国産品や県産産物を使い、季節の野菜や果物を取り入れた献立になるようにしている。月ごとの献立は市で統一されている。行事の際は園の日取りに合わせて食文化と行事食を取り入れている。献立検討委員会として子ども達の声を直接聞いたり、食べ具合を見て献立や調理方法に反映させている。「給食の手引き」や「衛生管理表」を用いて管理を行っている。また、市の栄養士が訪問した際には給食の様子を見てもらい必要に応じて試食をしてもらっている。長野市保育・幼稚園課より発行される食育だよりと園独自の食育だよりがあり「食育について」様々な情報を提供している。また、「食育月間」では園のテーマを「おいしく食べる、学ぶ、楽しむ」とし、親子で登園時にシールを貼りながら「朝ごはんは主食を食べたか」、「朝ごはんはおかずを食べたか」、「1日1回大便秘が出たか」等の項目に回答をしていただき、1週間目と2週間目で食に対する関心度に大きな変化が表れたという。</p>
A	2 子育て 支援	(1) 家庭との 緊密な連 携	① 子どもの生活を充実させるた めに、家庭との連携を行って いる。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</li> <li>■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</li> <li>■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるように支援をしている。</li> <li>■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。</li> </ul>	<p>・未満児については毎日保護者に向けたおたより帳で園での様子や家庭での様子を情報交換し、幼児については保育室前に一日の大まかな活動の様子を掲示し月1回おたより帳で様子を知らせている。また、個別懇談会、クラス懇談会、保育参観、保育参加、運動会、プール参観等、保護者が園に向く日を利用して説明したり、「園だより」や「クラスだより」を活用して、保育の意図や保育内容の理解を得ている。伝達内容によっては週日案や個人情報ノートに記録している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。</li> <li>■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。</li> <li>■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。</li> <li>■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。</li> <li>■ 112 相談内容を適切に記録している。</li> <li>■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。</li> </ul>	<p>・保護者の送迎時には園長か保育主任が園の出入り口に立ち、また、職員も常に声を掛け子どもの様子や活動の様子を伝えながら保護者との関係性が良好になるような雰囲気づくりを大切にしながら心掛けています。訪問調査当日も保護者の顔が見えるよう駆け寄り子どもの様子等を伝える場面が度々見受けられました。個別懇談会やクラス懇談会時、朝夕の送迎時、クラスだより等で「気になる事があれば何時でも相談してください」と何時でも相談できる体制があることを伝え体制を整えている。「相談、意見、苦情対応マニュアル」があり相談・意見・苦情受付記録が整備され、相談内容については守秘義務を守り適切に記録され保管もされている。保育園の特性を活かし、にこにこ相談、健康相談、支援センター利用、一時預かり、時間外保育等にも応じ保護者の就労に合わせた対応もしている。</p>
			② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</li> <li>■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</li> <li>■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</li> <li>■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</li> <li>■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</li> <li>■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</li> <li>■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</li> </ul>	<p>・「虐待対応マニュアル」を基にした研修等を通じて、基本的な知識を学び、早期発見、早期対応と予防に取り組んでいる。日頃から「児童権利に関するマニュアル」、「保育の手引き」を読み合わせ、全体で意識を高めている。権利侵害が疑われる場合は職員会で検討し市の担当部署や児童相談所との連携を図り、必要に応じて支援会議やケース検討会議へ出席している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</li> <li>■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</li> <li>■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</li> <li>■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</li> <li>■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</li> <li>■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</li> </ul>	・年度末に、職員自ら自己評価を行っている。また、週日案、月案、年間指導計画の保育実践を振り返り、自己評価を行い、その結果を次年度の計画に反映するとともに、当保育園として保護者アンケートを実施し、福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に従い年2回職員の自己評価もを行い、当保育園全体としての評価に繋げ、特に、来年度の新保育指針に向けて園としての事業計画を策定し保育の質の向上に取り組もうとしている。